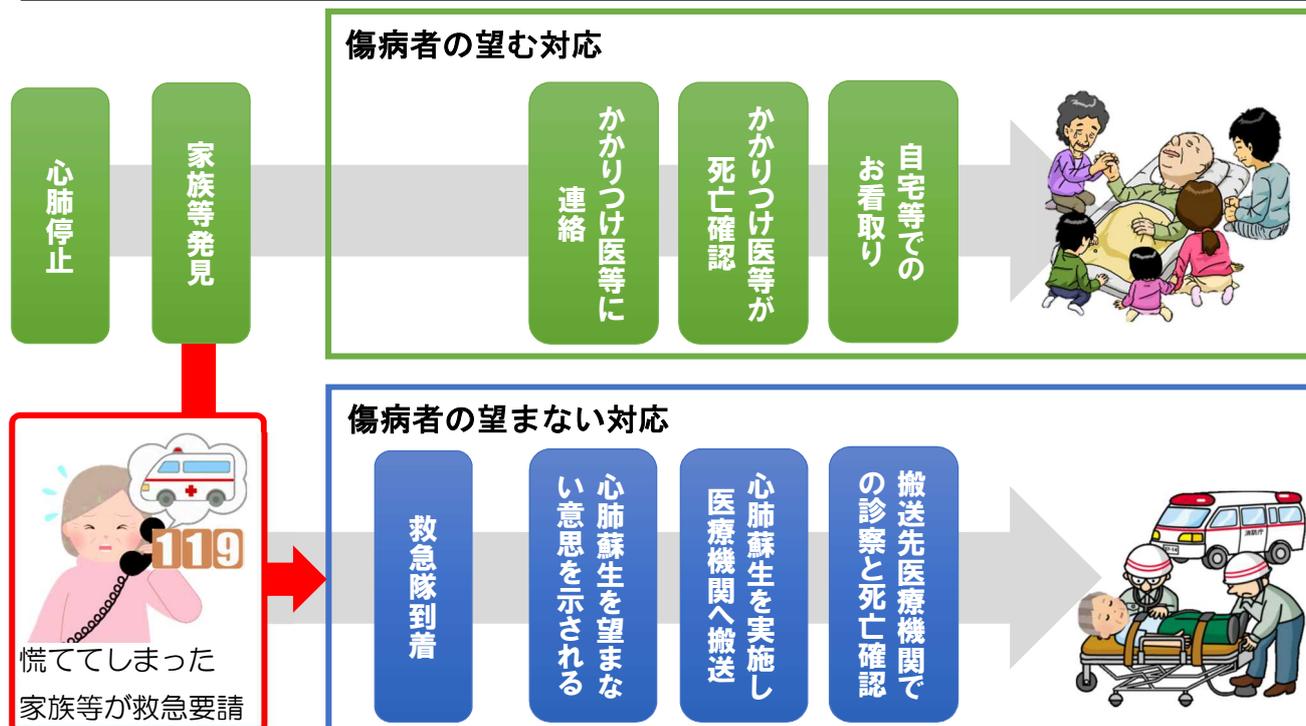


心肺蘇生を望まない傷病者への対応について

現状

人生の最終段階にある方が、家族や医師等と話し合って自宅での看取りなどの意思を固めていても、慌てた家族等から救急要請があった場合、救急隊は救命を主眼とするため、現行の体制では傷病者の意思に沿うことができません。



可能な限り傷病者の意思を尊重できるように、二戸地域メディカルコントロール協議会等での検討結果を踏まえて、対応体制を整理しました。

該当する要件

- (1) かかりつけ医師により「人生の最終段階にある傷病者」と判断された方が対象となります。
- (2) かかりつけ医師が作成した「心肺蘇生等を希望しない意思」を記した書面があること。
- (3) 意思決定に際し想定された症状と現在の症状とが合致すること。

かかりつけ医師の指示により心肺蘇生等を中止します。

救急隊の活動について

① 心肺停止の確認

② 心肺蘇生の開始

家族等から「心肺蘇生等を希望しない意思」があることを示されるまでは、通常の活動を続けます。

③ 家族等から「心肺蘇生等を希望しない意思」を示される。

原則としてかかりつけ医師の作成した書面により意思を確認します。

④ かかりつけ医へ連絡し、傷病者の意思を確認する。

傷病者の意思決定に際し想定された症状と現在の症状とが合致しているか確認します。

⑤ かかりつけ医の指示により心肺蘇生等を中止します。



運用の見直し

今後、「事案の集積」と「住民への周知状況」等を踏まえて、適宜運用要領の見直しを行います。

